

桑名市選挙管理委員会告示第8号

令和7年7月20日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、桑名市の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えについて、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により登録の移替えを当該選挙の期日後に延期する期間を次のとおり定めたので告示する。

令和7年6月24日

桑名市選挙管理委員会委員長 古 賀 立

登録の移替えを延期する期間 令和7年6月11日から同年7月20日まで